

※風俗営業所等管理者講習の実施



シンボルマーク

○ 根拠規定、受講通知等

風俗営業所等の管理者に対する講習は、風営適正化法第24条第6項等の規定に基づき実施しており、風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、3年に1回、管理者に定期講習を受講させなければなりません。

平成29年度は、主として社交飲食店及び特定遊興飲食店の管理者が対象となります。

受講日の約1ヶ月前に、管理者講習通知書を送付します。

通知書を受けた営業者（法人代表者）の方は、必ず、管理者に受講させてください。

○ 講習会に持参する物

- ・ 管理者講習通知書
- ・ 風俗営業管理者証
- ・ 京都府収入証紙（2600円分）
（収入証紙は警察署又は京都府の出先機関で、あらかじめ購入し、会場に持参してください。なお、郵便局等で販売している収入印紙と間違えないようにご注意願います。
- ・ 印鑑、筆記用具

○ 講習を受ける際の注意事項等

- ・ 代理人の受講は認められません。
- ・ 営業者は、やむを得ない理由で当該管理者に受講させることができないときは、その理由、管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を記載した書面を講習日の10日前までに営業所の所在地を管轄する警察署生活安全係に提出してください。
- ・ 正当な理由なく受講させないときは、行政処分を受けることがあります。
- ・ 風俗営業等を廃業している方は、管轄警察署生活安全係を通じて、速やかに許可証返納（廃業）の手続きをしてください。

平成29年度管理者講習実施年間基本計画

月日	講習時間	講習種別	講習場所	管轄警察署	受講対象
6月19日 月曜日	午後1時から 概ね4時間	定期講習	防犯会館	東山	特定遊興飲食店
				中京	
				下京	
7月5日 水曜日	午後1時30分 から 概ね4時間	同上	キャンパスプラザ 京都第3講義室	東山	社交飲食店
7月11日 火曜日	同上	同上	同上	東山	同上
8月2日 水曜日	同上	同上	同上	東山	同上
8月22日 火曜日	同上	同上	同上	東山	同上
9月20日 水曜日	同上	同上	同上	東山	同上
9月27日 水曜日	同上	同上	同上	東山	同上
10月3日 火曜日	同上	同上	同上	東山	同上
				中京	

